第七条の二ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附則第三項中「八十九万五千円」を「八十九万六千円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「二、〇〇九、〇〇〇円」を「二、〇一〇、〇〇〇円」に、「一、四六五、〇〇〇円」を「一、四六六、〇〇〇円」に、「一、四〇五、〇〇〇円」を「一、四〇六、〇〇〇円」に、「一、一九八、〇〇〇円」を「一、一九九、〇〇〇円」に、「一、一七四、〇〇〇円」を「一、一七五、〇〇〇円」に、「一、〇三四、〇〇〇円」を「一、〇三五、〇〇〇円」に、「九一二、〇〇〇円」を「九一三、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額の欄中「一、一七四、〇〇〇円」を「一、一七五、〇〇〇円」に、「一、〇三四、〇〇〇円」を「一、〇三五、〇〇〇円」に、「九一二、〇〇〇円」を「九一三、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「五八三、九〇〇円」を「五八五、〇〇〇円」に、「五五三、二〇〇円」を「五五四、三〇〇円」に、「五二三、二〇〇円」を「五二四、三〇〇円」に、「四九一、六〇〇円」を「四九二、七〇〇円」に、「四六一、一〇〇円」を「四六二、二〇〇円」に、「四三三、七〇〇円」を「四三四、八〇〇円」に、「三九八、三〇〇円」を「三九九、五〇〇円」に、「三五九、八〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「三二四、〇〇〇円」を「三二五、二〇〇円」に、「二九二、八〇〇円」を「二九四、〇〇〇円」に、「二七〇、五〇〇円」を「二七二、一〇〇円」に、「二六〇、三〇〇円」を「二六二、八〇〇円」に改める。

第二条　特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の給与法」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（特定の秘書官の俸給月額の切替え）

第二条　平成二十七年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律（次条において「改正前の給与法」という。）附則第三項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の切替日における俸給月額は、改正後の給与法第三条第一項及び附則第三項の規定にかかわらず、改正後の給与法別表第三に掲げる十二号俸の俸給月額を超え八十九万六千円を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額とする。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二号）附則第二条の規定」とする。

（給与の内払）

第三条　改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与（特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百六号）附則第四条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、改正後の給与法の規定による給与（同条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三号

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の七十五」を「六月に支給するときは百分の七十五、十二月に支給するときは百分の八十五」に改め、同項第二号中「百分の六十」を「六月に支給するときは百分の六十、十二月に支給するときは百分の六十八」に改め、同項第三号中「百分の四十五」を「六月に支給するときは百分の四十五、十二月に支給するときは百分の五十一」に改め、同項第四号中「百分の二十二・五」を「六月に支給するときは百分の二十二・五、十二月に支給するときは百分の二十五・五」に改める。

別表第一（第三条関係）

別表第一及び別表第二を次のように改める。

級	号給	給料月額
一	一	三四三、一〇〇円
	二	三六一、〇〇〇円
二	一	四一六、四〇〇円
	二	四二六、五〇〇円
	三	四三六、六〇〇円
	四	四四六、七〇〇円
	五	四五六、八〇〇円
	六	四六六、九〇〇円
	七	四七七、〇〇〇円
	八	四八三、八〇〇円
	九	四九〇、六〇〇円
三	一	五〇八、二〇〇円
	二	五一九、二〇〇円
	三	五二六、五〇〇円
	四	五三三、八〇〇円

別表第二（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	二六七、五〇〇円
	二	二七二、一〇〇円